

25 日 獣 発 第 125 号  
平成 25 年 7 月 24 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会 長 藏 内 勇 夫  
(公印及び契印の押印は省略)

## 台湾における野生動物の狂犬病の発生に伴う 狂犬病予防体制の強化について

台湾における野生動物の狂犬病発生については、平成 25 年 7 月 17 日付け 25 日 獣 発 第 119 号をもって、全国地方獣医師会あてに情報提供したところです。

この度の狂犬病の発生を受けて、農林水産省においては、台湾を狂犬病の非清浄地域として扱うこととし、台湾から犬等を輸入する場合の検疫措置を強化したところであり、この発生により、直ちにわが国への本病侵入のリスクが高まるということはないと考えます。

しかし、わが国と同様に狂犬病の清浄国に位置付けられていた台湾において、52 年ぶりに本病が発生したという事実は重く認識すべきであり、わが国における狂犬病予防体制の一層の強化が求められます。

つきましては、この機会に本病予防の重要性に関する一般への普及啓発を強化するとともに、特に小動物診療施設においては、今春に狂犬病予防注射を接種していない犬の飼い主に対して確実に接種するよう呼びかけ、予防注射率の向上を図るよう、貴会関係会員に周知いただきたく、協力方お願いいたします。